

平成 2 1 年度

食料・農業・農村政策審議会
農業農村振興整備部会 技術小委員会

第 2 回 議事録

農村振興局

平成 2 2 年 3 月 2 4 日

農林水産省

目 次

1 開 会	...	p 1
2 議 事		
(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水(水田)」の改定について	...	p 1
(2) 農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」の策定について	...	p 2
(3) 農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」の策定について		
総論・土木構造物	...	p 4
施設機械設備	...	p 7
(4) 農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブックの策定について	...	p 8
(5) その他	...	p 15
3 . 閉 会	...	p 17

開 会

田中計画調整室長

皆様おそろいでございますので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては御出席いただきまして誠にありがとうございます。今回、全委員の方の御出席をいただいております。

ただいまから「農業農村振興整備部会平成21年度第2回技術小委員会」を開会いたします。

先月御案内させていただきました各事項について、御指摘と、それからパブリックコメント等を踏まえて修正しましたので、それを中心に御議論いただければと思っている次第でございます。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。以下の議事進行につきましては、三野小委員長をお願いいたします。

議 事

(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水(水田)」の改定について

三野小委員長

それでは、会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず「土地改良事業計画設計基準・計画『農業用水(水田)』の改定について」事務局より説明をお願いいたします。

近藤農村環境課長

農村環境課長の近藤です。それでは「土地改良事業計画設計基準・計画『農業用水(水田)』の改定について」私の方から御説明させていただきます。

お手元の資料1-1、1-2、参考資料1-1により御説明したいと思います。

まず、資料1-1の1ページに、これまでの検討経緯について記載しております。

中ほどに書いてありますけれども、先般の2月25日に本小委員会で改定(案)について御議論いただいたということでございまして、その後3月1日から12日にかけて「意見・情報募集」ということでパブリックコメントを実施しております。これらを踏まえ、前回お示ししました改定案の修正(案)を本日御用意しておりますので、今回の委員会で御審議いただき、御了解いただきましたら、今後予定しております農業農村振興整備部会での審議、答申をいただければと思っております。

答申いただいた後に、「基準の運用」、「基準の解説」も平成22年度中に策定し、改定基準の文書と併せて通知していくことを考えております。

なお、先般の委員会で四方委員から、改定基準についてどのように関係者に通知していくのかという御発言がありましたけれども、(参考)に書いてありますように、当然、農林水産省のホームページに掲載することを始めといたしまして、地方農政局等で開催される事業計画担当者会議等において説明会を実施して周知を図っていきたいと思っております。

2ページですが、前回の委員会における意見を踏まえた修正(案)でございます。

(1)に書いてありますように、前回、意見を一ついただいております。下の表に書いてありますけれども、環境との調和への配慮の記述について『環境』という言葉は非常に広い範囲の言葉であり、それらのイメージが湧くような努力はできないかという御指摘がありました。

これにつきましては、修正(案)に書いてありますように、事業計画作成担当者のイメージが湧きやすいように、「基準の運用」の「1.2 基本的考え方」において「地域の生活環境、自然環境等との調和に配慮」と書いてありますけれども、それだけでは不十分だという認識のもとに「基

準の解説」の方で、「配慮すべき環境要素には、大気、水、土壌等の自然的構成要素、動植物の個体やそれらが構成する生態系、さらに人と自然との豊かな触れ合いの場や景観等といった要素」がある。そういうものを地域に合わせてしっかり考えてくださいということを追記しようと整理しております。これが修正（案）でございます。

なお、先ほど申し上げましたが、パブリックコメントにおいては、特段の意見はございませんでしたので、修正しておりません。

なお、欄外に「意見・情報募集」のほかということで、平成 20 年度、21 年度に事業計画作成実務者等からの意見聴取を、節目節目で実施しておりまして、各々150 件以上の意見をもらい、それを踏まえて修正しておりますので、今回、パブリックコメントはなかったということかと思っております。

以上修正（案）でございまして、それを踏まえ、資料 1 - 2 に今回の審議対象となります基準本文について整理しております。あくまでも基準そのものでございまして、「第 1 章 総論」の目的から始まりまして、基本的考え方、「第 2 章 調査」、その考え方、概査、精査、「第 3 章 計画」、事業計画作成の手順、基本構想、基本計画、施設計画、管理運営計画、事業計画の評価という構成で整理しております。

また、先般併せて御議論いただきました、「基準の運用」、「基準の運用の解説」も参考資料 1 - 1 に整理しております。

先ほど申しました修正点は、8 ページの「基準及び運用の解説」の「1.2.5 環境との調和への配慮」の下の赤字で書いてありますような形で追記させていただいているということでございます。

以上修正（案）でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

三野小委員長

ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、委員の先生方に御自由に発言願いたいと思います。特にパブリックコメントで意見がなかったということでございます。

いかがでしょうか。前回検討して、まだ記憶は新しいところかと思えます。前回で十分議論いただいたということで、ご意見がないのかと思えます。

それではここで次の議題に進む前に、特段の御意見がないということで、一旦審議を締めさせていただきますしたいと思います。

「土地改良事業計画設計基準・計画『農業用水（水田）』の改定について」につきましては、昨年度来、平成 21 年 3 月 24 日付で農水水産大臣から諮問を受け、林良博農業農村振興整備部会長から本小委員会に調査審議を行うように御指示があったところでございます。

貴重な御意見を前回も含めて賜りましたが、特に修正は必要ないようでございますので、本案を農業農村振興整備部会に報告させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

三野小委員長

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきますと思います。

（ 2 ）農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」の策定について

三野小委員長

続きまして「農業水利施設の機能保全の手引き『開水路』の策定について」に参りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

瀧戸施設保全管理室長

施設保全管理室長の瀧戸でございます。それでは、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。

お手元の資料2 - 1と2 - 2でございますが「農業水利施設の機能保全の手引き - 開水路 - (案)」について、前回の本小委員会で御指摘いただいた事項についての処理方針と、「意見・情報募集」ということで実施したパブリックコメントの結果について御説明させていただきます。

資料2 - 1の1ページ目をお開きいただければと思います。

前回の本小委員会で小林専門委員から「対策工法選定にあたっての留意事項」の中で「文化的価値、景観保全」については記述があるけれども、自然環境への配慮といったところについて記述がないという御指摘をいただいたところございまして、これにつきましては、まず資料2 - 2の8ページをお開きいただければと思います。

この中で、表1 - 5の環境性の指標に「自然環境」というものを追記させていただいたところでございます。

また、62ページ「対策工法選定にあたっての留意事項」の中で「環境との調和への配慮」といったことについて記述させていただくとともに、64ページにも、あわせて「環境との調和に配慮した工法の検討」という形での記述を加えさせていただいているところでございます。

次に、パブリックコメントの結果でございますが、資料2 - 1の2ページをお開きいただければと思います。

3月1日から12日までの12日間、パブリックコメントを実施した結果、6名の方から10件の意見、情報が寄せられているところでございます。

主な意見は、ここに記載しているとおりで、まず開水路の性能管理の中で、農業水利施設に特有の変状である、「摩耗」について記述すべきという御意見がございました。これは資料2 - 2の9ページに、現地の調査の関係で「摩耗」という言葉を加えさせていただいているところでございます。

次に、現地踏査を行う際に、施設の背面土が流出することについても着目すべきということでございましたので、これは資料2 - 2の26ページに「背面土の吸出しの痕跡」等を見るようにということで、現地踏査の留意点の中に入れてさせていただいております。

同じく、現地踏査を行う際に、いわゆる土地利用等が事前調査で把握した内容と異なっていないのかどうかということも把握することも重要ではないかという御指摘をいただきましたので、これについても同様に、26ページにその旨を記載させていただいているところでございます。

その次に、資料2 - 2の31ページ、劣化要因推定表ですが、以前基本的な手引きをつくった際にはここを点数制にしていて、前回の本小委員会の中でも御説明させていただきましたが、今回、
、 という判定方法にしたものです。その際、判定が少し難しくなるのではないかという御指摘をいただいたところでございます。これにつきましては、点数制にすると逆に機械的に判断してしまいやすいという問題点があり、鉄筋コンクリート以外の施設につきましては、内部要因と外部要因の関連について、相対的な関係をきちんと整理するのはなかなか困難であるといった問題もございまして、これにつきましては御意見をいただいたところでございますが、引き続き、
、 といった判定方法を採用させていただきたいと考えているところでございます。

次に、29ページの施設の重要度の設定の例の議論の中で、例えば道路の横断部の辺りについては、現在はBとなっているけれども、AAにするべきではないかという御意見をいただいております。これも一つの参考の例として挙げさせていただいておりますので、これについては従前のとおりさせていただこうと思っております。

また、同ページの下の方の一番右側の部分、水路でいえば工場があるところですが、これについて、前はAといった判定をさせていただいたところでございます。その理由としまして、工場の排水により水路が影響を受けるからという考えのもと、Aという重要度の設定をさせていただいたところではございます。この部分については、水路が破壊された場合に外部に対する影響を

与えるという意味合いでの重要度区分の設定をしているのではないかというご意見を頂きました。今、この中の考え方で、工場の方から影響を与えられるという受動的な整理ですと、重要度設定の考え方が混同してしまいます。これは御指摘のとおりでございますので、判定をAからBに直させていただいているところでございます。

そのかわりに34ページに同様の図があるのですが、この中では特に注意しなければいけないという調査密度の設定をします。一番右側の工場のある辺りについては、工場からの排水の流入によって化学的な腐食も想定されるということで、印を 印に逆に格上げをさせていただき形で整理しているところでございます。

その他、具体的な対策工法の選定等について、もう少し例を挙げるべきではないかとか、用語の表現について若干字句が異なっていたところについて統一的な修正をしているところでございます。

開水路につきましては、以上のとおりでございます。

三野小委員長

ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容につきまして、御自由に御発言をお願いいたします。

四方専門委員、お願いします。

四方専門委員

ただいま御説明いただいたパブリックコメントへの対処方針案で私も結構だと思います。

ただ、瀧戸室長の御説明の中で、この中で画一的にならないように点数制をとらなかったと、前回は今回も御説明していただいた辺りとか。図の中のAとかB、とか×の表示はあくまでも例示で、現地の状況を踏まえた判断にゆだねているという辺りとか。対象工法選定の考え方は、総合的な判断が重要であるという御説明をされたかと思います。

まさに私もそのとおりだと思いますし、ともすればどうしても点数化して画一的にしたいという気持ちがあるようなところがパブリックコメントからも伺えますので、画一的にならないようにとか、例示なので、あくまでも現地の状況で判断するのだという辺りを、現場にくだいほど徹底していただくことが大事なのではないかと改めて思いましたので、要望させていただきます。

よろしくお願ひしたいと思います。

三野小委員長

ありがとうございます。御要望ということで承っておきます。

そのほかに何かございますか。本議題もかなり議論していただいたということでございますので、特に御意見はないと思いますが、何かございますか。

(「異議なし」と声あり)

三野小委員長

ありがとうございます。それでは、この形で御承認いただいたということで扱います。

(3) 農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」の策定について

総論・土木構造物

三野小委員長

続きまして「農業水利施設の機能保全の手引き『頭首工』の策定について 総論・土木構造物」につきまして事務局より説明いただきたいと思います。

瀧戸施設保全管理室長

引き続き、私の方から「農業水利施設の機能保全の手引き『頭首工』(案)」につきましては、前回の本小委員会で御指摘いただいた事項についての処理方針と、パブリックコメントの結果を御説明させていただきます。

お手元の資料3 - 1と3 - 2を見ていただければと思います。

前回の本小委員会で、安部専門委員から、8 ページの表1 - 2の中の部分で「水利用機能」の中に「環境性」が書き込まれていることに関する理由ということで御質問がございました。

これにつきましては、ゲート操作をする際の騒音、振動等を念頭に置いての使用ということで記述していたところではございますが、ここでそこまで議論するのなかなか難しいという議論もございました。

また、後のパブリックコメントの意見でも出てまいります、ゲート設備との整合を図る等を考えまして「水利用機能」のところではなく、「社会的機能」の「環境性」の部分に騒音、振動の記述を入れさせていただいたところがございます。

それから、小林専門委員から、「自然環境への配慮」について、きちんと手引きの中に書き込んでいくべきではないかという御指摘をいただいたところがございます。これも、8 ページの同表の中に「自然環境」ということを記述させていただいております。併せて、64 ページに「環境との調和への配慮」といった記載、それから67 ページに「魚道」の関係についての記載を加えさせていただいているところがございます。

次に、パブリックコメントの結果でございます。

先ほどの「開水路編」と同様に、3月1日から12日までの12日間、パブリックコメントを実施した結果、5名の方から7件の「意見・情報」が寄せられたところがございます。

1点目は、頭首工の機能保全に関する考え方や手法という部分で、「頭首工(全体)編」と「ゲート設備編」の双方の機能と性能に関する考え方において、分類の仕方や用語が整合しない部分があるのではないかと御意見がございました。

この部分については、今回、このように「頭首工編」と「ゲート設備編」に分けている中で、コンクリート施設と施設機械では、性能低下の特性や性能管理の考え方に相当差があるという議論もあります。また、機能や性能に関する分類の仕方や用語等も若干異なるという議論もありますので、それぞれの手引きの中で各々の特性に応じて整理させていただいているところです。

このような実態から、全てにおいて整合した形で書いていくのは難しいところではございますが、御意見を踏まえた表現の修正と先ほどの安部専門委員から御指摘いただいた騒音、振動の議論のところについては修正させていただいたところがございます。

また、劣化要因の推定表、資料3 - 2の38 ページで、「開水路編」と同じように、の表示形式にしております。先ほど御説明させていただきましたように、機械的な判断に陥りやすいという部分なり、内部要因と外部要因の相対的な関係をきちんと定量的に整理するということが困難であるといった側面から、「開水路編」と同様な整理にさせていただければと考えております。

次に、特に頭首工の中でゲート関係の点検を行うのは、通常の使用時期とは異なるときにゲートの開閉操作等を行わなければならないといった問題があります。その時期において、安全等についてきちんと確認する必要があるのではないかと御意見としてございました。

これにつきましては、資料3 - 2の40 ページに「5)機能診断調査における動作確認のためだけにゲート操作を行う場合」ということで新たに項を起こし、やむを得ず、機能診断調査のためだけにゲート操作を行う場合については、河川管理者や施設管理者と連携しながら適切に実施するという旨を記述したところがございます。

次に、ゲート設備の健全度ランクの設定のところ、**「設備の状態」と「現象例」**が非常に似通っていて、よくわからないという御意見をいただいております。

本文で申しますと、52 ページの表3 - 3でございます。この中のS-2 と S-1 の部分で、前はS-2 の現象例が**「設備機能停止のおそれがあるなどの危険な劣化や著しい異常が認められる状態」**と書いてあり、わかりにくいということでしたので、この現象例につきましては「調査結果が

基準値を著しく超過するなど、至急劣化対策が必要な状態」「ゲートの開閉に支障をきたすような変形が見られる状態」ということで、より具体的に書かせていただいております。

また、S-1 につきましても、現象例の の部分だけしか書いていない状況でしたが、これに加えて、もともと設備の状態の方に書いてあった「重要部位等が機器の陳腐化により、代替品の入手が困難かつ至急対策が必要な状態」という部分について、現象例の方に記載場所を変更しております。その説明として、「近い将来に設備の機能が失われるリスクが高い状態」「本来の機能及び社会的機能における性能が総合的に著しく低下している状態」という定義付けをしたということで、少しこの辺りを書き直させていただいているところでございます。

それに併せて、御意見の中で、設備の状態の S-1 で、機器の陳腐化による代替品の入手困難ということは、設備の劣化と無関係ではないかという御意見をいただいたところでございます。基本的には、まさに劣化という議論ではないところでございますけれども、ゲートの整備の中で、本来の機能を確保するためには、老朽化という側面だけではなくて、修復性、まさに機器等の陳腐化による入手の困難性ということについても考慮する必要があるということで、総合判定する際に機器の陳腐化ということを加味しようということで、この中に入れさせていただいているところでございます。

その他として、ちょっと資料が飛んで恐縮でございますけれども、資料3 - 1の7ページの6番、特に鳩山総理がおっしゃっている『コンクリートから人へ』という議論の中で、頭首工の改修等を検討する場合には、魚道の改修ということについてきちんと検討を加えるべきという御意見をいただいたところでございます。

この御意見を踏まえ、対策工法の検討につきましては、先ほどの小林専門委員に御指摘いただいた部分と同じ箇所の修正ということでございますが、本文64ページと67ページ、特に67ページに「頭首工の魚道における機能保全対策工法の検討に当たっては、『頭首工の魚道』設計指針など、専門技術書等を参照しながら検討する」という一文を付け加えさせていただいているところでございます。

あと、細かい字句の訂正等が幾つかございましたが、それらも併せて訂正させていただいているところでございます。以上でございます。

三野小委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまの内容につきまして御自由に御発言をお願いしたいと思います。青山専門委員、お願いします。

青山専門委員

1つ補足させていただきます。

資料3 - 2、先ほど瀧戸室長の方から御説明ありましたが、38ページの評価表は、これは頭首工ですが、さっきの開水路についてもこういう表がありました。両者とも、もとは点数制でした。

主観的な評価、 Δ 、 \times 、 \square に変えることにつきましては、作業部会においてもパブリックコメントと同じような見解が出ておりましたが、役所の今の御説明の方が、確かに納得できることでありますので、このように変えさせていただいたところです。

それから、パブリックコメントは予想されておりましたが、そういう対応をとられたということは、私はよかったと思っております。

その他、気が付いたのですが、52ページの表3 - 3の設備の状態という上の表の字が飛んでいますね。以上です。

三野小委員長

ありがとうございました。訂正をお願いいたします。

そのほか何かございますか。浅野専門委員、お願いします。

浅野専門委員

図形のとて細かい点なので恐縮なのですが、59 ページ。これは資料 2 - 2 の 59 ページにも同じ図が出ています。二次曲線を推計している図ですが、点が 3 点しか書かれていないので、普通、二次曲線は 3 点だったら全部通る曲線が引けるはずですが、ここで意図していることは多分そういうことではなくて、たくさん点があって、その間をちょうど通るような線を引くということなので、点の数をもうちょっと増やされたからどうかと思います。以上です。

三野小委員長

いかがでしょう。

瀧戸施設保全管理室長

承知いたしました。実際は、現地調査の関係もございまして、増やすことはなかなか困難な部分もありますが、事例というところもございまして、今後データを蓄積していく中で見直しを図っていききたいと思います。

三野小委員長

全部通るといことですが、0 と S-5 があるからということだと思います。その辺は、またデータを蓄積してうまく表現していくようにお願いしたいと思います。

その他にございますか。

(「異議なし」と声あり)

三野小委員長

ありがとうございました。

(3) 農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」の策定について

施設機械設備

三野小委員長

続きまして「農業水利施設の機能保全の手引き『頭首工』の策定について 施設機械設備」事務局よりお願いいたします。

大泉施工企画調整室長

施工企画調整室長を仰せつかっております大泉でございます。

お手元の資料 3 - 1、3 - 2 で御説明したいと思います。

前回の本委員会では、御意見は、特にございませんでした。

そのほか、パブリックコメントで 3 名の方から 7 件の意見をいただいております。この 7 件の意見でございますけれども、大きく二つに分けられます。1 つは、調査時における留意点についての意見をいただいているものが 1 件。それから、残りの 6 件の意見ですが、頭首工のゲート設備の性能管理と健全度評価に関する意見です。

資料を 1 枚めくっていただきまして、7 件の意見でございますが、先ほど説明がございました頭首工の部分と一部重なっておりますけれども、その内容について簡単に説明させていただきたいと思ひます。

まず第 1 点目でございますけれども、先ほど御議論がございました二次曲線の解析でございますが、これについて相関がとれず不可能ではないか、あるいは評価する人によって劣化予測に違いが生じるのではないかという意見でございます。

特に劣化の予想については、二次曲線でイメージを示したものでございますけれども、そのほ

か機器類の劣化特性は機器によってそれぞれ違うということ。それから、余寿命の考え方についても、専門技術者による専門検討委員会での客観的な評価が必要だということで、3 - 2の10ページと16ページの記述を充実させております。特に16ページでは「(4) 機器部品等の劣化特性と保全方式」ということで記述してございます。

2点目は、施設管理者の立会を求めて、ゲート設備の騒音や異常音を確認して検査すべきではないかという意見でございます。設備の状態と現象例も、「頭首工編」と重なっていますが、資料34ページと36ページでございます。

34ページの現地踏査の解説(3行目から4行目にかけて)でございますが「現地踏査は、日常管理を通じて平常時の状況を熟知する施設管理者と一緒に実施することが望ましい」という記述を設けてございます。また、36ページでございますけれども、現地調査に当たりましては、最後の朱書きの部分でございます。「また、現地調査で、ゲート操作を伴う調査を行う場合は、管理規程等を遵守する必要がある」という記述を加えてございます。

3点目、41ページでございますけれども、設備装置、部位の状態の例、それから現象例のところを、41ページの朱書き、二重棒線を含めて、部品等も含めて「機能が失われるリスクが高い状態」という記述を設けて充実させております。更に、47ページから49ページでございますけれども、必要な写真を加えて整理してございます。

4点目でございますが、これは頭首工の部分と重なっておりますので、省略させていただきます。

更に5点目でございますけれども、44ページでございます。エンジニアリングジャッジについてですが、これについては、コスト低減と設備の延命化ということで、後に参考資料等で写真や図を豊富に取りそろえたものを発行する予定でございますので、これを加えて補足説明を行っていきたくております。

6点目と7点目でございますけれども、これも46ページに、技術検討委員会で専門技術者を入れた客観的な評価を行う予定にしております。

それから、資料51ページで、部位の重要度なり余寿命を参考に総合的に判断という部分がございますけれども、これについても、51ページの真ん中より上でございますけれども、「重要度や劣化の影響度が高い部位の余寿命を総合的に判断する」という記述を設けて修文してございます。以上でございます。

三野小委員長

ありがとうございました。それでは、何か御意見、御質問はございますか。

特に何か御発言はございますか。

(「異議なし」と声あり)

三野小委員長

ありがとうございました。特に御質問、御発言はないようでございますので、この件に関しては、このとおり承認いただいたということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(4) 農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブックの策定について

三野小委員長

続きまして「農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブックの策定について」、事務局より御説明いただきたいと思っております。

田中計画調整室長

計画調整室長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

「農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブック(案)」ということで、昨年からの御審議いただきまして、前回の本委員会で原案を提示させていただいております。

先般の御審議の中では、特に修文の御意見はなかったと思いますが、幾つかコメントをいただいております、

- ・いろいろな協議会などの取組みが画一的にならないようにしてもらいたい。
- ・既に関与されているけれども、環境の保全にとどまらず、地域農業のブランド農産物の紹介といったことも重要だろう。
- ・ガイドブックが単なる本ではなくて、現場で実効性のある手引きにする必要がある。
- ・特に、住民参加の合意形成の取組は非常に重要であろう。
- ・土地改良区の21世紀運動なども極めて重要だろう

といった内容であったかと思っております。

今回、資料4-1でございますが、3月1日から12日までの12日間、パブリックコメントを実施させていただきまして、3名の方から11件の意見、情報、コメントが寄せられました。

- ・(プロセスについて)構想づくりの手順は、住民合意形成のプロセスを大前提とし、それに基づいたものとすべきであろう。
- ・構想づくりを行う際、一旦つくったら、それがもう完成品だということではなくて、必要に応じて改善していくという考えのもと、柔軟な姿勢で進めることが必要だ。
- ・「目標、ビジョンづくり」のための素材の抽出の段階から外部の人の参加が重要である。

といった内容で、後ほど御説明申し上げますけれども、これらについては追加記載をさせていただいております。

それから、同じような御指摘でございますけれども、

- ・内容の品質の担保が重要。
- ・PDCAで常に見直しをしながら柔軟な取組みをする必要がある。
- ・農村環境を専門とする人材の活用を図ってほしい。
- ・リーダーを育てることが重要だ。
- ・ブランド農産物は有効である。

といったことでした。

その他として、構想づくりの目的は、活性化なのか、環境保全・活用型地域づくりなのか、その辺がどこに書かれているかということだと思っております。また、「生産基盤の整備と併せた農村環境の保全」とあるが「整備」にはどのような事業が含まれるのかという御意見や質問がございました。

めくっていただきますと一覧表がございますけれども、まず全般的な意見として、住民合意形成のプロセスを大前提として、それに基づいたものとすべきだということでございまして、9ページを見ていただきますと、赤字のところについて追加記載をさせていただいております、解説の「構想づくりの大きなプロセスは以下のとおりであり、合意形成を図りつつ、進めることが重要である。また、画一的にプロセスを進めるのではなく、必要に応じてフィードバックを行いながら、柔軟に進める必要がある」ということで追加記載をさせていただいております。

2番目の御意見でございますけれども、日頃から農村をフィールドにして、地域住民と合意形成の経験もある方々、こういった人材を活用することが重要だろう。特に、農村環境の技術士などを持っている専門の方々の人材の活用が重要だという御指摘でございます。18ページを見ていただきますと、赤線を引いてある部分ですが、下の2ボツの真ん中ぐらいに、意見交換の場に参加する主体としては「農業者、農業団体や対象地域の環境や人材に関する豊富な知見を有する地方公共団体に加え、地域の農村環境等の専門家、農業を中心とした社会経済情勢に詳しい人材、環境保全活動に係るNPOの代表者等が考えられる」ということで、農村環境の専門家が参加主体として考えられる旨、記載しております。

それから、34ページを見ていただきますと、連携と役割分担の中の「学識者」のところござ

いますけれども、『農村環境』『地域づくり』等を専門とする学識者は、地域の環境資源等に係る専門的知識や人材などを有することから、専門的見地から、技術的な指導・助言を行うことが期待される」ということで、役割を記載させていただいております。

3番目の御意見でございますが、構想づくりの主目的が、農村地域を活性化するための「農村環境保全・活用型地域づくり」なのか、公共資源としての「農村環境の広域的な保全」なのかを明確にした方がよいということで、5ページの箱書きでございますけれども、「農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりを進めていくため、広域的なエリアを対象とする農業農村整備事業等を実施する際、農村環境の保全とそれを活かした地域づくりの目標・ビジョンや各主体の役割分担などを内容とする構想を策定し、総合的な取組を展開していくことが重要」ということを記載させていただいております。

4番目の「整備」の事業の内容はどういうものかということでございまして、6ページの箱書きのところに「国営土地改良事業をはじめ広域的なエリアを対象とする農業農村整備事業等を契機に」地域づくりを進めるためということで、基本的には国営土地改良事業を初めとする広域的なエリアを対象とする事業を念頭に置いてはおりますけれども、既に御紹介していますように、兵庫県豊岡市の取組みのように、県営事業による生産基盤を契機に、地域全体で、複数の市町村にまたがるとか、市町村全域にわたるような取組みを進めているような例も含めてございまして、そういったものを参考に取組んでもらいたいと思っております。

5番目と6番目の御意見でございますが、計画段階でも評価を行って、必要に応じて改善するという順応的管理の思想を踏まえた構想づくり。あるいは、素材を抽出する段階でサブテーマ的なものが先に浮上してくる場合が多いということで、プロセスの手引きを御説明申し上げておりますけれども、そういう順番が反対になる場合や並立する場合があるということで、柔軟性が必要であるということでございます。

9ページの赤字「解説」のところでございますけれども、先ほど申し上げたように、画一的に進めるのではなくて、フィードバックを行いながら柔軟に進める必要があるというのを明記させていただいております。

7番目の御意見でございますけれども「目標・ビジョン」づくりのための素材の抽出の段階から、外部の人にも参加いただいて、内部の方には当たり前となっているものの掘り起こしが必要だということでございます。

14ページの真ん中、赤字のところでございますけれども、情報収集の段階で聞き取り調査等を行うということの次に「また、都市部の住民、NPO等農村外部から環境資源がどのように評価されるか知ることにより、地域内からの発想では発掘できない環境資源を抽出することも重要である」と追加記載をさせていただきました。

8番目の御意見、構想を策定する手順が正しくても、内容が実現不能である場合も起こり得る。品質をどのように担保するのかということでございます。

26ページの箱書きでございますけれども、ハードとソフトのメニューをあわせて検討する必要があるということで、検討に当たっては、関係市町村における農村環境の保全や農村振興などの計画等との整合性を図ることが重要であり、市町村などと協議・調整により事業メニューの検討を行うということで、十分に関係機関と協議・調整を行うことの重要性を記載させていただいております。

9番目の御意見、ブランド農産物は有効であり、生産者の誇りにつながる。しかし、農業は基本的に個人経営であり、強制はできないということで、情報の共有、技術の伝播、補助システムの構築が必要だということでございます。

「目標・ビジョン」を実現するための事業メニューを想定するに当たって、ハードとソフトの連携を図ること。今ほど申し上げたように、箱書きにしておりますけれども、26ページ、同じページの下の方を見ていただきますと、ハードとソフトの連携の具体的な例として、「生きもののネットワークの保全・形成を図るための水路整備と、こうした生産環境のもとでの環境保全型農業の実践による農産物のブランド化に向けた取組の連携」、以下幾つか連携の例を例示させていた

だいております。

それから、主体形成に当たって、リーダーの育成が重要であり、リーダーをやりながら育てるという姿勢が重要ということで、30ページの「解説」の下のパラグラフでございますけれども「実現プロセスを実効性のあるものとし、持続的な取組とするためには、地域づくり活動に関わる人材の育成を図っていくことも重要である」ということで、人材を発掘し、意欲ある人材が十分に能力を発揮できるようバックアップしていくことにより「持続的な取組を進めていくことが可能となる」と記載させていただいております。

最後、11番のPDCAを回すような柔軟な取組については、36ページの一番下の「また…」と書いてあるところです。「また、よりよい地域づくりを進めるためには、構想の実施状況を定期的に把握し、成果や課題を整理・評価し、さらなる展開に向けた取組を行っていくことが重要である。このため、フォローアップの仕組み、体制づくりを行い、関係する主体が協力して、取組の質を高めていくことが重要である」という旨を記載しているところでございます。

それから、指摘以外でも幾つか修正させていただいております。

40ページの一冊下でございますけれども、今回の手引きは、素材を抽出し、ビジョンを策定するまでのプロセスを細かく記述しておりますけれども、必ずしもその順番どおりにはいかないだろうし、また最初からそういうビジョンとか物の候補が想定される場合がある。希少動植物の保全の取組が既に進んでいるような場合には、動植物の保全がまず念頭にすぐに浮かぶという場合がありますので、一番下に「地域によっては、目標・ビジョンの候補が想定される場合もあり、その場合には候補を想定して、それに関連する情報を重点的に収集することが適当である」ということで、ビジョンの候補から逆に情報を探っていくというやり方もあるだろうということで記載させていただいております。

それから、幾つか事例を追加させていただいております。59ページでございます。環境のいろいろな側面ということで、生態系とか水環境とか景観というコンポーネントごとの取組事例、特にデジタル化された情報の活用を中心に御紹介しているわけですが、農村振興局で整理しているデータベースの中に、土地利用、水環境、生態系をそれぞれ複合したデータベースがございますので、これを紹介して地域の方々にも活用いただく。あるいは、国営事業の調査管理をしている事務所でも活用いただくことを念頭に、データベースの紹介をさせていただいております。

水路の整備の形態と土地利用の区分、それからその地域で発見された動植物などが複合的なデータベースとして整理されているものでございます。

最後の合意形成の取組が重要なわけでございますが、事例がなかったものですから追加をさせていただいております。75ページに愛知県の国営総合農地防災事業新濃尾地区で地域の住民にアンケートを行いまして、水路、大江排水路の改修でございますけれども、その改修計画について、アンケート結果を踏まえて設計した計画をとりまとめた例を紹介させていただいております。

80ページ、ワークショップの例でございますが、長野県の国営安曇野地区、中信平の間違ひではないかと思いますが、安曇野は優良な景観で有名なところでございますが、その水路の改修に当たって、「拾ヶ堰」という歴史ある水路の景観に配慮した整備のあり方についてワークショップを何回も積み重ねて、最後には維持管理の体制づくりまでもっていった事例を紹介させていただいております。

以上、御指摘、パブリックコメントを踏まえた修正と、幾つか追加的に直したところを御紹介させていただきました。説明は以上でございます。

三野小委員長

ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容につきまして、御自由に発言をお願いいたします。

四方専門委員

よろしいですか。

三野小委員長
四方専門委員、お願いします。

四方専門委員

大変良いものができたのではないかと思います。特に今、御説明いただきましたけれども、パブリックコメントへの対応ということで、9 ページに合意形成を図りつつ進めることが重要であるという文言とか、画一的なプロセスを進めるのではなく、必要に応じてフィードバックを行いながら柔軟に進める必要があるということを明記していただいて、今までも考え方としては入っていましたが、この位置付けというか、プロセスの基本的な考え方の位置付けとして明記していただいたのはよかったのではないかと思います。

それから、最後に説明していただきましたが、合意形成の進め方の事例も2つばかり入れていただいたのは、非常に良いことだと思います。

広域的な構想づくりにとって、こういう考え方は大変重要だと思いますので、何度も申し上げているような気がいたしますけれども、是非とも現場の関係者にこのような考え方を徹底していただいて、実際に現場で使われるような構想になるように御留意いただけたらと思います。

以上でございます。

三野小委員長
ありがとうございます。そのほか何かございますか。

平松専門委員
よろしいでしょうか。

三野小委員長
平松専門委員、お願いします。

平松専門委員

前回の2月の第1回委員会を欠席しておりますので、十分議論が共有できていない部分もあるかと思っておりますけれども、1点だけ発言させてください。

議題のガイドブックですが、タイトルの中に「広域的な」という言葉が入っております。これに関連して、今回、GISの技術を非常に積極的に取り入れられているようですので、今後のGIS技術の利活用に関し、コメントと質問をさせていただきます。

勿論、農村環境の保全とか農村環境を活用した地域づくりといった取組みでは、広域的な視点が重要だということは言うまでもないことですし、また今日の2つ前の議題にも関連してきますが、今後、農業水利システムのストックマネジメントなどの取組を進めていこうとすると、やはり広域的な視点は非常に重要になってくようかと思っています。

そういう意味で、広域的な情報をいかにインテグレートして、見やすい形で取り扱っていくかという点で、よく御存じとは思いますが、GIS、地理情報システムは、今後、積極的な利用を強力に推進すべきではないかと感じていたところです。

大学で研究していても、GISに関しては、最近はごくごく普通のツールになっていて、いろいろなところで使われています。そもそも土地改良事業とか農業農村整備事業は非常に広いエリアを対象とした事業が基本であるわけですから、積極的にこういう技術を利用していただきたいと思います。

そういう意味で、この議題のガイドブックの39ページ辺りから、GISを積極的に活用して、農業生産基盤情報あるいは環境情報をインテグレートして使っていきましょう、ということが明確に打ち出されておりますし、また個別のデータセットに関しても、こういったものがあるよというところまでかなり立ち入って、細かなところまで御紹介いただいています、非常にユーザ

ーフレンドリーといいますが、リーダーフレンドリーの記述となっている点もあわせて、非常に高く評価ができる、と感じたところでした。

この議題から少し外れる質問になって恐縮なのですが、今後、こういったGIS技術の利用というのは、どういうふうに関係が展開されていこうとされているのか、お聞かせ頂ければと思います。うる覚えで恐縮なのですが、平成18年か19年ごろに水土里情報利活用促進事業という事業が立ち上げられていまして、私の知る限りでは、日本水土総研が窓口になられて、全国の土改連が詳細な生産基盤のGISデータセットをつくりつつあったのですが、そういったところも含めて、今後どういう方向性をお考えなのか、お聞かせ下さい。思いとしては、是非ともこういうGISの利用を事業に取り込んでいただきたいと思っています。

三野小委員長

お答えいただけますか。

田中計画調整室長

平松先生から、御指摘いただいたように、広域的な視点の情報整備を効率的にやらないといけない。体制とか予算とか、十分あるわけではないので、限られた時間の中で、国営の土地改良事業計画とそれの環境配慮計画を取りまとめるに当たって、GISの情報、かなりのいろいろな情報のデジタル化が進んでおりますので、そういったものを活用することで効率的な事務ができるだろうと思っております。そういう視点を今回多数盛り込ませていただいております。

我々の仕事はストックの仕事でございますので、既に整備された農地とか水利施設が現に存在しますし、そういったデータベースを毎年地道に積み重ねて、あるいはそれを調査することもしておりますけれども、既に2万5,000分の1の地図情報ができておりまして、土地改良長期計画にも同じようにさせていただいております。

また今、御指摘のありました水土里情報利活用促進事業と言いますけれども、2,500分の1の一筆情報、これはストックというよりは航空写真と筆海図、航空図ということで、筆のいろいろな情報を載せようということの情報整理でございますけれども、これも来年度をめぐって大体整理が進むと思っております。

こういったいろいろな情報集約の取組は、実は政府全体で取組みをしておりまして、政府の地理空間情報活用推進基本法に基づくGISアクションプログラムというものがございます。アクションプログラムに位置付けられている農林水産省の事業として、水土里情報利活用促進事業もございます。

農村は水とか土とか環境とか人、いろいろなコンポーネントがありますから、なかなか情報整理が進んでいないのですが、今後こういったものをいろいろ複合しながら、環境配慮のみならず、地域づくりに活用していきたいと思っております。

それから、現在、食料・農業・農村政策審議会の企画部会で基本計画の見直しをしているところでございますけれども、その中でも農地情報あるいは地図情報の利活用を積極的に図るべきだという御指摘もいただいているところでございます。

三野小委員長

よろしいでしょうか。

平松専門委員

丁寧に御説明いただきまして、どうもありがとうございました。是非ともGISについて、今後とも進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

三野小委員長

何かそのほかございますか。小林臨時委員、お願いいたします。

小林臨時委員

四方専門委員の御意見に賛成します。

これは、国営事業所の担当の方も見られると思いますけれども、技術的な面もさることながら、広域的に農村環境を保全していこうという考え方が良いと思います。ですから、これは事業所の技術者の方が見るだけにとどまらず、できるだけ大勢の方に見てもらいたいなと思っています。

でも、この100ページ近くあるものを全部読むのは非常に大変ですし、物の考え方だけでも、例えば12ページとか、そういう簡単なものにして、農林水産省の全職員、できれば都道府県・市町村の関係者の方にも見てもらうようなものをつくって、できるだけ広めていただきたいと思っています。

三野小委員長

先ほどの四方専門委員からの御意見も含めて、いかがですか。もし何かございましたら。

田中計画調整室長

前回の御審議の中でも、できるだけ現場で活用いただくような取組みを進めていただきたいという御意見がございまして、今後、この研修、講習会を何回も各地域でやりたいと思っております。その際、こういう大部な文字ばかりの資料というよりは、プレゼンテーションが極めて重要なので、簡単なものも用意していきたいと思っております。

当小委員会の資料ではございませんけれども、パンフレットもあわせてつくっておりますので、こういったものも活用していきたいと思っております。

三野小委員長

ほかに何かございますか。岩井専門委員、お願いします。

岩井専門委員

ただいま、小林委員からもお話がございましたとおり、この本編はワークショップに参加される方々に渡す資料としては、膨大でお読みいただくことが大変かと存じます。本編は、事例の紹介と本筋論が混在しており、そのことが特に読みづらい原因になっていると思います。そのあたりを含め、ワークショップに参加していただく方々の意識の問題とは思いますが、コンパクトでわかりよい資料を作成することが、ワークショップの成否に大きく影響すると思います。内容面は充分だと思いますので、一般用の資料作成には是非力を入れていただきたいと思います。要望でございます。

田中計画調整室長

取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございました。

三野小委員長

そのほか何かございますか。委員の方からも、更にわかりやすくというお話でございますので、そのような形で今後とも整理いただければと思います。

何かございませんでしょうか。時間が少し余っております。今回は、随分駆け足で進んだのですが、今回は議事進行に御協力いただいております。もしなければ、次に進ませていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(5) その他

三野小委員長

それでは、最後にその他ということで、農業農村整備事業の実施状況の把握等について事務局から情報提供があるようですので、よろしくお願いたします。

田中計画調整室長

引き続きまして、その他の事項ということで、お手元にプレスリリースと書いてある資料でございますが、本年度実施しました「田んぼの生きもの調査」の結果について、本日プレスリリースをいたしましたので、よい機会でございますので、本小委員会の審議事項とは別でございますけれども、お手元に配付させていただいて少し御説明申し上げたいと思います。

「田んぼの生きもの調査」については、通称でございますけれども、農林水産省と環境省が連携して平成 13 年度から全国各地で取組んでいるものでございます。平成 13 年に土地改良法の改正が行われ、すべての事業に環境配慮が義務付けされたこともあり、農業農村整備事業に携わる者としては、地域の方々と一緒に、まずは身近にある水田の生態系を調査しようということで、毎年取組んでいるものでございまして、都道府県、市町村、土地改良区、農家、小学校、地域住民の方々、いろいろな方々と交流を深めながら参加をいただいて調査をしております。

こういった調査の結果については、全国のさまざまな生き物の分布、あるいは希少動植物の分布がわかりますし、調査のときに生息環境、生育環境が詳細にわかるものですから、そういった状況を事業実施する際の環境配慮の具体的な措置に反映させていただいているところでございます。

めくっていただいて、下に 1 ページと書いてあるところでございますけれども、「田んぼの生きもの調査」は、平成 13 年からですから 9 年目になります。主に魚とカエルを中心に調査させていただいておりますが、平成 20 年度からは水生昆虫、外来種なども調査させていただいております。春先から夏にかけて、地域の事情によって調査の時期は必ずしも一致してございませんけれども、農家の協力を得ながら約 5,000 人の関係の方々に参加いただいて調査をしております。600 団体、延べ人数、団体数でございますけれども、参加いただいております。

子どもたちの参加人数についても、半分弱の 45% でございますけれども、2,300 人の参加がございまして、水田を学びの場、遊びの場とする環境教育の推進も図られたところでございます。

次のページをめくっていただきますと、結果はどういうものかということでございます。これは毎年やっているところでございますけれども、魚については、ドジョウ、ギンブナ、メダカ、タモロコ、モツゴなどが見つかったということ。カエルについては、ニホンアマガエル、トノサマガエル、ヌマガエル、ツチガエル、トウキョウダルマガエルなどが見つかったということで、カエルについては全国 300 地点ぐらいで実施しておりますけれども、日本に生息するカエルの約 8 割、15 種類が確認されております。また、淡水魚については 1,250 地点で実施して、日本に生息する淡水魚の約 4 割、87 種が確認されているところでございます。

3 ページ、メダカの分布がございまして、北海道の函館の周りにもありますが、そこから南の田んぼにおいてメダカが見つかったところでございます。北海道でメダカが見つかったのは、今年度の調査ではございません。過去の調査でございまして、この調査で見つかったものでございます。

次の 4 ページを見ていただきますと、外来種の調査でございます。

写真にありますように、カワヒバリガイ、特定外来生物に指定されておまして、取水口とかにこびりつくと通水阻害を起こしますが、群馬県で確認されました。それから、ポタンウキクサが鹿児島県で見つかり、ホテイアオイが静岡、香川、佐賀で見つかったということでございます。

それから、今年度の調査で、右のページにありますように、淡水魚類でありますヨコシマドンコが東海地方以外に関東でも初めて見つかったということでございまして、こういった水田生態系の代表的な魚類、カエルあるいは外来生物の分布がこういった調査で確認されております。

後ろの方に細かい分布や写真が付けてございます。

農林水産省あるいは農村振興局としては、引き続きこうした取組を進め、環境配慮の取組に反映していきたいと考えております。特に、今年は名古屋で生物多様性のC O P 10の会議がござい
ますので、諸外国にはない、こういう豊かな水田生態系の特徴を諸外国も含めて発信していきたい
と考えているところでございます。以上でございます。

三野小委員長

ありがとうございました。それでは、この件につきまして何か御質問等がありましたらよろしく
お願いいたします。

小林臨時委員

要望ですけれども、よろしいですか。

三野小委員長 はい。

小林臨時委員

「田んぼの生きもの調査」に関心が高まってきて大変結構ではないかと思えます。もう何年も
やっていらっしゃるので、少し要望なのですけれども、どんな生き物がいるかという点について
は、ずいぶん関心が高まっているいろいろ調べられてきたので、生き物を通じて田んぼの環境という
ものがどう変わっているのかという指標みたいなものを考えられたらどうかと思っています。

たくさんの種類をやるのは大変ですけれども、数種類。私はカエルがいいのではないかと思
いますけれども、実は私の想像では、多分カエルはこれからどんどん減っていく。酸性雨とか、い
ろいろな影響を受けて減っていくのではないかと思えますけれども、田んぼにカエルがいなくな
ると大変事象ですから、そういうことで、カエルだけではないかもしれませんが、そうい
う指標を見て、生き物にとっての田んぼの環境、ひいては人間にとっての環境がどうだとい
うことを見ていくと、もうちょっとおもしろい、これからの農業政策にも影響というか、関係があり
そうな成果が出るのではないかと考えております。期待しています。

三野小委員長

御指摘の点、よろしくお願ひしたいと思えます。そのほか、何か御質問ござい
ますか。膨大な調査をやったいただきましたので、これからは小林臨時委員の御発言をいかに生かしていくか
ということも一つの課題ではないかと思えます。何かござい
ますか。いつも時間が足りない方で苦
労しておりましたが、少し議事が早目に進んでおりますが、これも事務局あるいは委員の先生方
のいろいろな御協力によるものだと思います。

平松専門委員

時間がよければ、私の方からも要望に近いお話しをさせていただいてよろしいでしょうか。

三野小委員長 どうぞ。

平松専門委員

こういった形の調査を全国レベルで実施されてまとめられるというのは、非常に大事なことだ
と思っております。

土地改良法の改正以降、近年では、水田魚道のようなものがあちこちでつくられつつあるわけ
です。私自身、そういう事業の環境E A Gのグループとかに入れていただいたりして、いろいろ
意見を求められたりします。

しかし、従前の水理学的な問題あるいは土質力学的な問題などであれば、例えば、これだけの

勾配があって、これだけの通水断面積があれば、これだけの流速が出てくる、あるいはこういう斜面にしておけば安定であるということが、既往の知見でほぼ間違いなく予測できるわけです。

ところが、こと生物に限っては、これがなかなかよくわからない。いろいろとアドバイスや意見が求められるのですけれども、結局はよくわからない。ではどうしたらいいかとなると、過去の成功事例、失敗事例をどこかできちんと蓄えておいて、それをいつでも現場の技術者の皆さんが見られるような体制をつくっておくというのが非常に大事なのではないかと。これは、特に成功事例に限らず、むしろ失敗事例の方が大事になってくるのかもしれないですけれども、そういった形で、水田魚道とか生物多様性に配慮した水路の工法とかをどこかで統一的に、過去の事業実施例をデータベース化するような取組があればいいかと、私は個人的に思っています。非常に大きな提案になりますので、少しずつ可能な限り、可能なところで進めていただければいいと思っています。要望として、せっかくの機会ですので述べさせていただきます。

三野小委員長

ありがとうございました。御要望ということで伺っておきたいと思います。

そのほか何かございますか。

それでは、本日予定しておりました議事をすべて終了いたしました。大変御協力いただきまして、ありがとうございました。

少し早いですが、事務局の方にお返しいたします。

閉 会

田中計画調整室長

本日はお忙しい中、御議論いただきまして本当にありがとうございました。土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水（水田）」の改定とともに、農業水利施設の機能保全の手引きや農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブックにつきましても、農業農村振興整備部会の中で結果報告をしたいと考えております。

本年度の技術小委員会、諸般の事情により年度末に偏った開催となりましたけれども、年度末のお忙しい中で多数御出席いただきましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。

最後に、農村振興局長の方から、閉会に当たって御挨拶させていただきたいと思います。

吉村農村振興局長

委員の先生方には、本当に御熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。

先ほど事務局からもありましたけれども、今年の小委員会の開催が、諸般の事情により、スタートが遅れざるを得なかったということで、委員の先生方には御不便をおかけした面があったと思います。改めておわびしたいと思いますし、またそういう中で非常に熱心に御議論いただきましたことについて御礼申し上げたいと思います。

今日、こういう形で小委員会の御意見をまとめていただいたので、今後、農業農村振興整備部会、そして、今日いただいた御意見も踏まえて、実際に現場で使っていくことを進めたいと思っていますので、委員の先生方には引き続き御指導いただきますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

田中計画調整室長

本年度の技術小委員会は、今回が最後の開催となりますけれども、今後とも農業農村整備に係る取組につきましても御支援、御協力をいただければありがたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、第2回の技術小委員会を閉会させていただきます。本日は本当にありがとうございました。

以上